

政府は、人事院勧告の趣旨等にからがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、これらの報酬または俸給を増額することとしたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いざれもこれを増額することいたしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、平成二年四月一日にさかのばつてこれをを行うこといたしております。

なお、今回特別職の職員の給与に関する法律の調整手当に関する特例措置を廃止することといったしておりますので、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長に支給する調整手当に関してこの特例措置に伴い講じられていました暫定措置を取りやめることといたしております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の

一部を改正する法律案の趣旨であります。
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(矢原秀男君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案に対する質疑を行います。

○千葉景子君 きょうは、まず今趣旨説明がございました給与に関する法律案について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、待遇が改善をされていくというのは、これは決して私も否定するところではございません。ただし、裁判官、検察官という大変特殊な職務ということもございますので、そういう観点に立ちましてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

この説明によりましても、裁判官、検察官の報酬とそれから一般職その他特別職の公務員の給与というのは体系上ほぼリンクをとれていたという形になっております。これは、最高裁の長官と内閣総理大臣、これは三権のそれぞれ長ということもありまして、ある意味で対応関係にあるのかなという感じがいたしませんけれども、例えば最高裁判のその他の裁判官と検事総長そして國務大臣と、こういう対応関係になつておりますし、東京高裁の長官、これは検察官のところはこれに対応する関係がなく、そしてあとは法務局の長官が対応関係にある。その他の高裁の長官、東京高檢の検事長というものが対応関係にある。それから次長検事とその他の検事長が政務次官と対応関係にある。

こういうような仕組みになつております。さて、一般職についても一般職の公務員と対応するよなうな形でランク付がされているということになります。

まず、それぞれどういう基準で、先ほど言つたように最高裁の長官と内閣総理大臣、これはある意味ではわかるような感じがいたしますけれども、その他の裁判官、検察官と公務員との対応関係というのはどういう基準で設けられているんで

しょうか。ちょっとその辺を簡単にといいますか、わかりやすく説明いただければというふうに思います。

○政府委員(濱崎恭生君) お答えいたします。

裁判官の報酬につきましては、憲法で相当額の報酬を保障しなければならないという趣旨が定められていますが、それに沿いまして裁判官に相当額の報酬を支給するために特別職、一般職の給与体系とは一應別個の体系として樹立されているところでございます。

また、検察官につきましても、検察官が司法官に準ずる地位にあるものとして、裁判官と同様に司法作用に関与しているということから、これと同様の水準を保つべく別個の給与体系がつくられているわけでございます。これは、戦後の国家公務員全体の制度のもとで給与体系がつくられました際に、一般の政府職員とは別の体系のもとでの給与体系がつくられ、これが現在の裁判官報酬法、検察官俸給法として体系的には維持されているわけでございます。

ただいま御指摘がありましたが、金額の面におきましてはそれぞれ対応する関係にございますけれども、これは今申しましたような裁判官及び検察官の職務の特殊性にからがみまして、一般の政府職員とは相当程度優位の水準のものとして、戦後未だ立派であります。その職務の評価そのものを一般行政官とリンクさせて決定したその対比関係を一應基本的には維持しつつ現在に至つてはそれぞれ対応する関係にございまして、その額の定め方については戦後定立されまして、その対比関係を一應基本的には維持しつつ現在に至つてはそれぞれ対応する関係にございまして、その職務の評価そのものを一般行政官とリンクさせて決定しているということではないと思つております。

○千葉景子君 それぞれが独立の給与体系でその増額について一定の同じ割合で増額をしていくことについて差を認めて、こういう取り扱いが維持されているということであると思つております。

○千葉景子君 先ほど御説明の中で、一應裁判官、検察官などの職務の特殊性から考えて一定の優位な給与体系といいますか、それをそれが持つているというお話をございましたけれども、そのとおりにやはり裁判官、検察官については一般の公務員とは別なこういう法律がそもそも設けられている。そして、職務からいっても公務員の中でも大変特殊性を持つ仕事であろうというふうに

これも必ずしも横並びではなくて、額として一段違がある。こういうところは職務の内容とか特性等を含めてこういうそれぞれの位置づけになっているというふうに受けとめてよろしいんでしようか。

○政府委員(濱崎恭生君) 全体といたしまして、御指摘のとおりであるというふうに考えております。

東京高裁の長官とそれ以外の高等裁判所の長官の間に給与の差を設けておりますのは、これは東京高裁は一定の重要な事件、例えば独禁法に基づく損害賠償請求でございますとか、特許の審決の取り消し事件とかそういう特殊な事件につきましては専属管轄を持っている、それに加えまして規模も格段に大きいというようなことから、その長官の職責にそれなりの違いがあるのではないかということから差が設けられているわけでございますし、東京高檢の検事長とその他の検事長の間にも、東京高檢は独禁法違反事件の捜査でございますとか、逃亡犯人引き渡し請求事件における拘禁、審判の請求でございますとかそういう特種の事件を専属的に所管しているということ、それから規模の大小というようなことからその職責の違いを認めている。また、高等裁判所長官と検事長の間に差がござりますけれども、これは高等裁判所は民事、刑事広く事件を所管しておりますが、検察厅は刑事案件に限られている、そういった職務の範囲に伴う職責の重要性ということについて差を認めて、こういう取り扱いが維持されていることであると思つております。

私は思つております。独立性があり、それからいろいろな意味で時間的にもあるいは内容的にも大変激務であろうというふうに思うわけでござりますけれども、この特別に設けられている法律の中で、一般職の公務員あるいは特別職の公務員、そういうものと違つた取り扱いといふんでしようか、やはり職務の特殊性などを生かした手当であるとかあるいは中身、どういうところにその特殊性みたいなものがあらわされているんでしようか、あるいはそういう点を考慮されているんでしょうか。そういう点はござりますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 基本的には先ほど御説明いたしましたように、その職務の困難性、職責の重大性にかんがみて、その報酬または俸給の額において一般の行政官より相当優位を保つていい、これが基本でございます。

そのほか手当等についてどういう工夫がなされてゐるかということでございますが、これは例えば初任の裁判官、検察官につきましては、弁護士収入との格差を埋めるという観点から初任給調整手当というものが支給されるということになつておるということ、あるいは超過勤務手当、それからいわゆる管理職手当につきましては、裁判官、検察官の執務態様の特殊性からこれに相当するものを報酬、給与の一部で評価いたしまして、超過勤務手当、管理職手当という形では支給しておらないといふようなこと。それから、高等裁判所長官、次長検事、検事長につきましては、一般の裁判官、検察官と同様に寒冷地手当、単身赴任手当を支給している。こういった点におきまして、国家公務員の給与制度の枠内でその職務の特殊性を一定程度反映するというような配慮がされておるところでございます。

○千葉景子君 その体系のちょっと枠外にならうかというふうに思つんですが、司法修習生の給与というのが一応参考として挙げられているわけなんですねけれども、この司法修習生の給与というのはどういう位置づけで一定の額なり内容が決められているんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 司法修習生の手当につきましては、最高裁判所規則の司法修習生の給与に関する規則というのがござります。そこで定められているわけでございます。
司法修習生にも一般的の国家公務員に準じた給与が支給されておりますが、今御質問のその基準でござりますけれども、国家公務員採用一種試験、これは以前は上級甲種試験と言われていたものでございますが、その一種試験を通して採用されました国家公務員が三年目、四年目に受ける給与のほぼ中間に位置する給与が支給されておるわけでございます。
俸給表で申しますと行政職俸給表(一)の三級三号俸と四号俸のほぼ中間に位置する給与が支給されている、こういうことでございます。
○千葉景子君 それは、そこに位置づけるのが司法修習生の実態というところから妥当であろうということでの号給にほぼ当てはめられているということでしょうか。
○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) そのとおりでございまして、国家公務員採用試験と司法試験、若干性格は違いますが、大学卒業 法学部卒業生がともに受けるという試験でございますので、それほど隔たった手当を決めるわけにはまいりませんけれども、その中におきましても先ほど申しましたように若干の優位性を持つて定められていく、こういうことでございます。
○千葉景子君 ところで、裁判官や検察官については一定の特殊性を考慮した給与体系で運営をされているということは大体わかるわけなんですが、ますけれども最近司法試験の改革問題などが実現の方向に進んでいくところでございます。そういう中で、その背景としては裁判官とかあるいは検察官、もつともっと有能な人材をふやしていくたいということもあろうかというふうに思っていますね。
そういうときに、しばしば言われることに、例えば検察官などは余り弁護士と比べても意味はないというふうに思うんですけれども、やはり給与

なども含めて待遇の面などでももう少し改善をして、それによって、重要な職務であり、それからまた大変厳しい実態にもございますので、給与を含めたそういう改善を図りながらいい人材を確保していくべきではないか、こういう意見もないわけではありませんが、さういうときに、なかなかかかわらず自身を動かすというのは難しいことであろうと、思いますし、高ければそれで済むというものではないというふうに思うんですけれども、先ほどから私も申しているような特殊性とかそういうことを生かして、この給与体系というのを全くがらつと変えるということではありませんが、何か工夫をするとか、そういうことがあってもおかしくはないのかなという感じがします。

そういうことも含めてその待遇改善、そういう観点でこの給与体系とどういうふうに御認識されていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(堀田力君) 檢察官が検察官たるにふさわしいそういう環境に置くということは、やはり検察官に任官していくためには大変重要な要素でございまして、委員御指摘のとおりでござります。

その待遇環境といったしましては、一つは職務上の環境、もう一つは住宅等の環境とございますけれども、例えば職務上の環境といったしましては、まず部屋でありまして、これはやはりこういう執務室として立派な部屋をみんなに提供する、そしてそこにつきりした補助者をつける、そういう形が大切であろうと考えまして、全国その方針でやつております。

さらには、最近は非常にOA化が進んでおりまして、これも各検察官に一台ずつワープロを提供いたしまして、ワープロで効率的に仕事ができる、そういう形を整えておりますし、また各検察官に図書費等を給しまして、これは図書も非常に重要な仕事の要素でございますので、それぞれが必要なものを備えるようにするという措置も講じております。

たるによきわしいものにするよう努めますとともに、一方、それぞれの住居につきましても、これは各地によつていろいろ事情は違ひがありますけれども、やはりそこにある程度は誇りを持って住めるような住居にいたしたいということで、これも努力しておるところでござります。
○千葉景子君　なかなか給与自体のところは難しいようなどうも御様子でござりますけれども、そういうところも含めて今後また検討していただきたいというふうに思います。
今そういう環境を整えていく中の一につくに、今回もというか、この法律の中でも定められておりますが、単身赴任の問題というのが最近大きな社会問題にもなつてゐるだらうというふうに思ふんですね。これは多分、裁判官、検察官の皆さんについても当然同様の問題があるだらうというふうに思つております。
普通で言いますと、家族の問題であるとか御高齢者の問題であるとか、あるいは夫も妻もともに働いているとか、それから子供の教育、学校の問題であるとか、そういうことを含めまして、大変最近は単身赴任がふえてるといふふうにも言われてゐるところでございます。検察官や裁判官の皆さんもそういう問題と、やはり同じ仕事を御夫婦でなさつてゐるというケースも大分あるんではないかというふうに思ふんですけれども、この单身赴任の問題、手当につきましては法律で十分に保障がなされているとは思ふんですが、それ以外に单身赴任についてくるだけの配慮とかしていく必要もあるんではないかというふうに思つます。
例えば、同じ裁判官や検察官でありますと、赴任先を何らか夫と妻で考慮するとか、あるいはその他にも住宅の問題であるとか学校の問題であるとか、そういう点など思いつくことがあるんですねけれども、そういう点については最近やはり十分に配慮が行き届いてるんでしようか、どんな点について注意をなさつてこういう問題に対処をなさつているのかお尋ねをしたいと思います。

降のことに関しましては、どうか私の心中で決めることでござりますので、御意見のあることを十二分にちようだいをいたしておきます。

○千葉景子君 心の中のことは法務大臣が今後ぜひ整理をいただくことで、私は公的な立場として明確に責任をとるべきであろうということを最後に指摘をさせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○北村哲男君 北村でございます。

私も、いわゆる梶山法務大臣の発言問題につきまして質問いたしましたが、午前中、衆議院の法務委員会に傍聴に行つてまいりました。もうそれこそすべての質問者からこの問題について質問をされ、ただいまも千葉委員から御発言がありました。もう本当に言い尽くされた問題でありますし、またくどいようですけれども、私も何点かその点について質問させていただきたいと思います。

と申しますのは、私たちは昨年暮れのこの法務委員会で入管法の改正問題を取り扱いました。そして、私たちの改正は外国人労働者の人権侵害について配慮されていないばかりか、逆に侵害が助長されることもあるという指摘をしてきました。しかし、その点はわずかに附帯決議に盛り込まれただけで法案は成立し、ことしの六月一日から施行されましたのは御存じのとおりだと思います。案の定、外国人労働者の間に大混乱が起きました。東京入管や大阪入管は一時パンクしかねない状態になりました。

六月の法務委員会では、この点の法務行政の配慮のなきが大いに追及されまして、亡くなられた長谷川法務大臣が私たちの前で外国人の人たちに対し申しわけないことをしたと、自分たちの配慮が欠けたために多方面に迷惑をかけたんだと、今後十分注意していくというふうな趣旨で、この場で過ちを認められて頭を下げられたんです。私たちは、この長谷川法務大臣の率直な、かつ真摯な態度に對して、不法就労を含めた今後の外国人労働者に対する法務行政の中で人権について特別の配慮がなされることに期待を持ちました。

ところが、その後に長谷川法務大臣は御病気になられました。そして梶山大臣が就任されました。長谷川行政の懸案事項であった外国人労働者の問題についてこれを梶山大臣が最重点課題として引き継がれて、早速問題地域の新宿、大久保地区を視察されました。ここまで私はよかったですと思ふんです。しかし、あの場所で多くの外国の女性たちが立っている状態を見たときに、どうして彼らあるいは彼女たちが同じ人間であるとの立場に立った感想が大臣の口から出なかつたのか。同じ人間として、彼らあるいは彼女たちが、そして弱い立場にいる人たちが無残な立場に置かれている、これをどう解決していくかという観点に立つておれば、そういう発想をしておれば、だれがどんな意地悪な誘導質問をしようとも、大臣が言われたような発言は決して出てこなかつたであろう、と思います。亡くなつた長谷川大臣の姿勢に期待していただけに、余計に私たちは残念で仕方がなかつたんです。そして、それが私の当初からこの数ヵ月の間思つていたことです。ですから、どちらがほんとどである。そういう状況でございますが、聞いていただきたいと思うんです。

そこでまず第一に、九月二十一日の午前中の記者会見で、いわゆる白黒発言をされました。それが直ちに問題となるや、その午後に大臣は訂正の記者会見をされて、その内容は新聞によりますと、「善良な住民が表に出られなくなり、環境が劣悪化している。そういう抗議もたくさん来ている。アメリカでもそういう問題がたくさんあり、人種差別として言つたつもりはまつたくない。舌たらずだつたら謝る」という発言をされました。そういう説明をされておりますが、これはどういう意味で舌足らずであったのか、あるいはこれをどう補足すれば理解をもらえたのか、もしその点でつけ加えることがあれば言つていただきたいと思ひます。

○國務大臣(梶山静六君) 今、九月当日のことをもう一回思い起こして、その当時の私の心境を率直に申し上げるならば、確かに新宿周辺におられると、私の目撃をした方々それぞれにはそれぞれ個別の理由あるいは国内の経済状況、その他もちろんの問題は同情すべきものがたくさんあるかと思います。しかし、私のそこを拝見する直接の動機になつたものは、あの周辺に長く住んでいる方が幾つかの悲鳴にも似た苦情を私たちに申し込んできつたという現実からでございます。

ですから、私はそれが外国人であれ日本人であれ、そうやって街に立つて、壳春という言葉じやなくて、壳壳春と言つうですが、そういうことが行われておることは決していい環境ではない。しかも、結果として調べてみると不法残留者がこれがほとんどである。そういう状況でございますから、私はやはり、私の視点が国内的な問題に強かつたのかもしれないが、少なくともそういう御家庭の方々が大変御苦勞をなさつて、そういう御家庭の方々が大変御苦勞をなさつて、そして私は、片や、幾らどう見ても個別に同情すべき点はあっても、いわゆる外国人労働者という観点でのみその方々をとらえることができなかつたという現実は、私は当時の心境、率直に申し上げてそういうことであったわけであります。

ですから、その発言、その日は朝の発言をいたしましたわけでございますが、一、二の方がそうやつて社へ上げて相談をしてみたら、こういうことはだめよと言われるから、私は実はこうこうこういふ理由で御説明を申し上げたんだというふうを言つて、もしもそういう意味で私の例え、比喩やその他の間違つていたらば舌足らずであったからひとつ御訂正を願いたい、そういうふうに申し上げたことは真実でございます。

ただ、そういうものによって派生した問題、今にして思いますと、私の主觀で申し上げるといふにして思ひますと、私の主觀で申し上げるといふことよりも、それによつて被害感、被害を受けた方々、その人たちの思うことが正しいわけでありますから、結果として大変傷つけてしまつた、そういうことで今深く反省をいたし、そういうもので克服していくか、私の内面の問題と、それから外的な問題にどういうふうにこれから取り組んでいくかということで今懸命に検討を重ね、一つ一つの問題に取り組んでまいりたい、こう考えている次第であります。

○北村哲男君 もう一、二点ですが、九月二十五日に発言の取り消しの記者会見をされております。そして、これにはアメリカの人種問題を援用したことは全く不適切であった、その発言を取り消すとともに深くおわびするという趣旨の発言をしておられます。

そして十月十七日、アメリカの黒人議員連盟に対する謝罪の書面を送つておられます。そこでも同じようにアメリカの人種問題を援用したことは不適切であった、あるいはアフリカ系米国民の心を傷つけたことは遺憾であったという趣旨のことをお聞きください。そのほかの発言についても、それはアメリカ向けの発言の取り消しをしているだけにしか私どもには思えませんが、他の発言、すなはち壳春地帯の人たちを、あそこの地域の人たちをとらえて「惡貨が良貨を駆逐する」と言っておられたり、新宿が混住地になつてある、あるいは善良な住民が外に出てしまつたという御趣旨なんでしょうか。

○國務大臣(梶山静六君) この取り消し発言についても、私の発言がこれまで不適切といふか十分でなかつたために、これはアフリカ・アメリカのみに謝罪したことかというそりをほかからも受けております。ですから、私はその中では完全にすべての関係者の皆様方にという表現を使つておりますが、それは必ずしも米国人のみではなくて、その他の国・内外を問わざず御迷惑をかけた皆様方に深くおわびを申し上げるという意味を伝えたのが一番後段に載つてゐるわけでございますので、その点もある意味で読み方によつてそういうふうに読まれるのかしらと、そういう反省をいたしておりますが、私は人種差別を意図したものではなかつたということと、それから、その言葉が

す。

最高裁判所としましては、從来から司法行政面におきましてもこれを施設の基本としてまいったのでござりますが、裁判所外の方々から必ずしも十分な理解が得られなかつたという点があることにかんがみまして、今後とも裁判所外の御意見にも留意しつつ司法の独立に対する国民の理解が一層得られるように努力してまいりたい、かように考えております。

○北村哲男君 次の質問に移りたいと思います。

今、法曹会では外国との関係で外国人弁護士の問題が大きな問題になつております。外国法事務弁護士制度というのが三年ちょっと前であつたと思います。ところが、最近アメリカのUSTRすなわち通商代表部から、この制度の根幹をなす幾つかの点の改正を改めております。すなわち主要な点は、外国法事務弁護士が日本へ弁護士を雇用するといつことを認めろ。それから、外国法事務弁護士が日本の弁護士との共同経営をすることを認めろ。その他何項目かあります。主要な点はこの二つであります。これが自治団体である日弁連を飛び越えて、米国のUSTRから直接法務省へと政府間交渉で話が進められておりることに、私どもはとても危機感を持つておるわけです。

私は、この問題は日本と米国の弁護士会同士の話し合いで前提であつて、通商問題といつ政府間レベルと同じ次元で論じられている点が問題であると思つておるわけです。

特に、大臣にも聞いていただきたいんですけれども、日本の法曹界の実情をよく理解していただきたくということです。日本の弁護士会の世界といふのは、いわゆるビジネスローだけでは割り切れない多くの問題を抱えておる団体であります。今、法務大臣がみずから反対の上にたつて法務行政を行つていくというふうに誓われました。まさにその重要な人権擁護のための行動の一翼を日弁連が多く犠牲と負担を背負いながら担つておるということを御理解いただきたいと存ずるわけ

です。

したがつて、そのビジネスローからだけの解決では日本の法曹秩序がめちゃめちゃになつてしまふおそれも今ある、そういう現状にあるということを踏まえて、この問題について弁護士会を中心とした法曹界の中の意見をいかに尊重していくかの観点から問題の経過の説明と今後の方向性を説明していただきたいと存じます。

○政府委員(濱崎恭生君) ただいま委員御指摘のとおり、昭和六十二年から施行されております外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措

置法に基づきます外国弁護士の受け入れ制度の問題に関しまして、USTRから規制緩和を求める要請が参つております。これを受けまして、現在アメリカ側と政府間協議を行つておるところでございます。具体的には、ことしの二月と六月に事務次官レベルにおいて、また本年五月及び十月の二回にわたりまして、東京におきまして事務担当者レベルの協議を行つておるところでございます。

この問題は、ただいま委員が御指摘の共同経営及び雇用の問題を中心といたしまして我が国の司

題といふ

法制度及び弁護士制度に大きな影響を及ぼす重要な事項を含んでおるところでございまして、私どもとしては慎重に対応していくなければならないと思っております。現段階におきましては、アメリカ側に対し日本の司法制度に対する十分な理解を求めるということで鋭意努力をしておりまます。また、この問題につきましては、日米双方の司法制度あるいは弁護士制度に関する考え方の違いを最高裁判所の方に聞きたいと存じます。

十一月二十一日の新聞でしたか、大分地検が大量の起訴というか起訴件数を水増しをしたという記事が載つております。現段階におきましては、とてもびっくりするところを訴因ごとに分けて起訴したためにおくれる人が出るわけです。そのおくれたために人権侵害が生じるんだ、あるいは生じたんだというふうな意味の報道とか発言もあつたと思うんですけども、その人権侵害の事実があつたかどうかという調査はされましたでしょうか。

○北村哲男君 この問題に関して、本来なら一本で起訴するところを訴因ごとに分けて起訴したためにおくれる人が出るわけです。そのおくれたために人権侵害が生じるんだ、あるいは生じたんだというふうな意味の報道とか発言もあつたと思うんですけども、その人権侵害の事実があつたかどうかという調査はされましたでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 調査をいたしましたが、その結果は全くなかつたというふうに調査の結果判明いたしております。

と申しますのは、各通別々に起訴された事案も全部一括併合して審理されておりますし、もともと一通の起訴状によつて一括して起訴できる事実について各通の起訴状で別々に起訴したというふうな批判すらあったと思うんですが、これは裁判所の方で一通の起訴状で起訴された場合と

その辺の調査の結果はいかがでしようか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) ただいま委員が御質問されましたようなことが新聞報道でございましたので、早速調査いたしました。

そこで、今委員が水増し起訴というような表現をなさいましたけれども、私ども調査いたしましたところ、ないものを見るようにするという意味組みで適正な解決のための努力をいたしてまいりたいと考えております。

確かに、私どもから見ても今の日本の法曹界あるいは弁護士の世界はとても数が少なくて一部の人間が担つておるという点は、よその人たち、日本の中でも奇異に感じる面もあるかも知れません。ましてや、アメリカとか世界の国際レベルから国際化に対して対応できるいわゆる司法制度あるいは法曹の制度をつくり上げる中で、やはり至つておりません。さらに、昨日、本日の両日にわたりましても、東京におきまして事務担当者レベルの協議を行つておるところでございます。

この問題は、ただいま委員が御指摘の共同経営及び雇用の問題を中心といたしまして我が国の司法制度及び弁護士制度に関する考え方の違いを最高裁判所の方に聞きたいと存じます。

少し時間がありますので、もう一点だけ別の項目を最高裁判所の方に聞きたいと存じます。

十一月二十一日の新聞でしたか、大分地検が大量の起訴というか起訴件数を水増しをしたという記事が載つております。現段階におきましては、日米双方の司法制度あるいは弁護士制度に関する考え方の違いを最高裁判所の方に聞きたいと存じます。

と申しますのは、各通別々に起訴された事案も全部一括併合して審理されておりますし、もともと一通の起訴状によつて一括して起訴できる事実について各通の起訴状で別々に起訴したというふうな批判すらあったと思うんですが、これは裁判所の方で一通の起訴状で起訴された場合と

全く同様に扱われますので、そのような人権の侵害、あるいはそのために例えれば審理がそれだけおくれるというようなことは全くございません。

○北村哲男君 大分弁護士会あたりもかなり反対をしておるという報道もありましたですね。弁護士会との話し合いとかその辺の納得性というか、それはおやりになつたのか、あるいはやつたとすればどのような決着をつけておられるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) そのようないい方なつかうことを私はちょっと理解していますが、新聞報道では若干出ていたようですが、私が調査したところによりますと、この細分化された起訴方式につきまして、弁護士等から苦情や抗議が申し立てられたことは全くなかつた、また弁護士会等から問題にされたことも一切なかつたというふうに報告を受けておりますので、その後何も弁護士会等との間ではいたしておりません。

○北村哲男君 その点について検察庁との間でああいうやり方はまずかつたとかよかつたとか、そういう話はされたのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) もう既にそのような起訴の仕方が終わつておるというか、やめられていた段階でございましたので、特段のそのような話し合ひはいたしておりません。

○北村哲男君 終わります。

○中野鉄造君 先ほど来、同僚委員から大臣に対する例の差別発言につきましていろいろ質問がなされおりますが、私も重複を避けて一点だけお尋ねいたしたいと思います。

○北村哲男君 がかりとして、最も厳正公平かつ謹厳実直であるべき法務大臣の言動としては、それがたとえ比喩であつても極めて不適切、非常識、軽率のそしりを免れません。そのため、当然のことながらあれだけの内外からの批判の嵐が巻き起こりました。にもかかわらず、見ようによつては、何とも言えと言わねばかりの居直りのようさえ国民の目には見えるんですけれども、いずれにしても、これだけの怨嗟の声

の中で反省しはあるいは陳謝される、それは当然のことといたしますても、頑としてみずから辞することなく今日なおその席にあらしめているものは、苦しむわけございますが、なかなかもつてこれを並みの神経では理解しにくい。そこが大物の大物たるゆえんなのかなと思つて先ほどから聞いておりました。

ともあれ覆水盆に返らず、言つてしまつてから世間がわつと騒がしくなつた、そうしたら今度はもう一生懸命平身低頭謝るというよくな、そういうことで果たしていいのか。今も同僚委員の質問に対しても現在の心境の一端をお述べになつておりますましたけれども、百歩譲つて大臣の現在の心境を日本の国民党が了としたとしても、果たして各国の当事者の方々が許容されるのかどうか、その点をどう思われますか。

○国務大臣(梶山静六君) 御説のように覆水盆に返らず、一度発言をしたその影響といふものは、私がどう弁明しようとする波紋を消すことはできません。ひたすらみづから不明を恥ずるのみでございますが、公人としての責任を果たすとはどういうものかということを私なりに考えながら今まで行動しているさなかでござります。何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○中野鉄造君 だから、今申し上げておりますよ

うに、仮に私どもがそれを了としたとしてみても、世界各国の当事者の皆さん方がどう思われるお

思ひになりますかということをお尋ねしているん

です。

○国務大臣(梶山静六君) それぞれの方々の意見を全部私が聴取ができる環境でもございませんけれども、少なくともこれによつて被害を受けた、感情が傷つけられた、そういう方々の憤り、痛みというものは十分私も痛いほどわかるつも

りであります。

○中野鉄造君 先ほどから同僚委員の質問の中にありましたように、日本の閣僚が入れかわり立ちかわり今まで数回にわたつてこういうような

発言をいたしております。そのたびごとに陳謝しておる。ただでさえも我が國は、敗戦国でありながら今や経済大国になつた。こういうところから何だかんだといったような、感情的とさえも言えるくらいに世界の各国から小面憎くさえ思われてゐるような現状のときに、そういうような非常に不適切な発言をされる。そのことによってなおさら我が国に対するいろいろな面でのそういうような不評というものが上にも強くなつていくんじゃないかということを私は申し上げたいわけなんです。これ以上は私の限られた質問時間でもございませんし申しませんけれども、極めて遺憾な出来事であつたという私の意を表明して、法案の質問に入つていただきたいと思います。

現在、裁判官の報酬表の改定を行つて行政官と並びに用いる合理性というものについてちょっとお尋ねしたいわけです。

先ほどからの質疑の中で裁判官の特殊性ということについて触れられました。しかし、こういうような報酬表を一般職の職員のそれと別にする、それによつて裁判官の職務の独立性が果たして十分に保障されるのかなという疑問があるわけなんです。また、報酬表を別としても、一般職の職員の俸給表の改定にスライドさせて改定していくので、裁判官の報酬等に關する法律十一条における対応金額スライド方式を採用して、法案の質問に入つていただきたいと思います。

そこで、裁判官につきまして別に法律

で定めるところによつて、一般官吏の例に準じて、一般的官吏について俸給等の給与の額を

増額する場合には、裁判官につきまして別に法律

で定めるところによつて、裁判官の報酬等の給与の額を増額すべきものというふうに規定しております。

そこで、裁判官につきまして別に法律で定めておりまして、このような改定方法はその規

定の趣旨からも相当な方法ではないかというふうに考えておるところでございます。

○中野鉄造君 一般の公務員の場合、給与のベ

スにするのは結局民間企業の平均給与といふ

に考えておるところによつて、一般官吏の例に準じて、一般的官吏について俸給等の給与の額を

増額する場合には、裁判官につきまして別に法律

で定めるところによつて、裁判官の報酬等の給与の額を増額すべきものというふうに規定しております。

そこで、裁判官につきまして別に法律で定めておりまして、このような改定方法はその規

定の趣旨からも相当な方法ではないかといふ

に考えておるところによつて、一般官吏の例に準じて、一般的官吏について俸給等の給与の額を

増額する場合には、裁判官につきまして別に法律

<p

いう問題がございます。したがつて、ただ単に弁護士の収入といったものだけから国家公務員の一つである裁判官の給与を定めるということにつきましてはかなり難しい問題もあるのではないかとうふうに考えておるところでございます。

だいまも申しましたように、判事補及び検事は司法修習生の修習を終えて弁護士となる資格を有する者から採用しなければならないということです。十分な採用ができるようについての観点から設けられているものでござります。

もうとでもとも時間がかかるこういう現象が起つて、そういうところからこういう現象が起つて、いるんじゃないのかと思ひますが、そうした裁判遅延の一因としてはやはりここに裁判官の人員が不足しているということが挙げられるんじやないか

御参考までに申し上げますと、地方裁判所の民事第一審通常訴訟でございますが、これは十年前の昭和五十四年の数字を申し上げますと十三・七カ月ということございました。これが昨年の統

なお弁護士の収入を指摘しておるかといふ御質問でござりますけれども、弁護士は全く独立した自由業でございますので、私ども法務省といたしましてその収入の実態調査をするということはしておりませんし、そういう立場に也有わけでござります。

その場合に比較の対象になりますのは、法律事務所に勤務を始める初任の弁護士の収入でござりますが、これも上昇を続けておりまして、初任判事補あるいは初任検事の給与との格差が次第に拡大するということともございますが、この初任給調査手当につきましては、昭和六十一年それから平成元年におきまして曾頃が囲らせてまいったり

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今委員仰せ
になりましたのは第二東京弁護士会がつくられました
した仲裁センターのことだと思いますけれども、
ここにつきましては新聞報道等により承知をして
おります。このパンフレット等を拝見いたします
と、主として専門的な事半を商更なる手続で、まさに氏

計によりますと十二・四ヵ月ということでありまして、一ヵ月強でございます、十分とは申ませんけれども、徐々にではござりますが改善をしておるということをごぞいます。

○中野鉄道君 そこで、私の調べたところでは、裁判官、検察官の欠員数がことしの七月一日現在で、裁判官が四十七名、検察官が七十八名で、

ざいまして、これが支給されたりますけれども、それは初めて弁護士として弁護士事務所に勤務する者との給与の比較におきまして適正な額を定めるという考慮をしております。そういうことから、初任給調整手当の増額を検討するという場合に、初めて弁護士として法律事務所に入る人の給与と、いうものを特別に調査する機会がございます。昭和六十三年当時の資料によりますと、初任の裁判官との給与格差はほぼ八万円程度であったということふうに記憶しております。

○中野鉄道君 私が弁護士さんの平均給与ということをお尋ねしたのは、いわゆる弁護士として独立をしている人たちの収入を言っているんじやなくて、法律事務所に勤務している弁護士の方、そなの方々の平均給与ということをお尋ねしたわけなんです。

ます。最近では平成元年度において増額が図られまして、全く同じというわけではございませんが、その格差が相当程度に埋められたということでございますので、増額された初任給調整手当が任官者確保に与える影響について、これは単年度ということじやなくて一定期間見定めて、そしてそれが十分なものであるかどうかということを考えていいく必要がございます。

また、初任の勤務弁護士の収入調査、これは弁護士というのは私ども法務省あるいは裁判所の方も所管しているものではございませんので、その収入調査をすることは必ずしも容易でないという問題もございます。そういうことで、平成三年度につきましては、今直ちに増額要求をするということはしないこととしているわけでございます。

○中野鉄造君 私がこういうことをしつこくお尋

廉な費用で解決する、こういうことを目的にしておるというふうに承つておるわけでござります。申し上げるまでもなく、民事紛争でござりますので、その性質からしまして当事者の自主的な解決ということが望ましいということをございまして、このセンターもこのような自主的な解決を助けるための一つの試みであろうといふうを考えておりますわけでござります。ただ、裁判所といたしましてはこのような自主的な解決ができるない場合裁判所に来て解決をしてほし、こういうことでございますので、この裁判、これが適正迅速に行われなければならぬということは御指摘のところでござります。

現在、民事訴訟についてはいろいろな改善の試みをしてございます。民事訴訟が時間がかかるといふことは事実でござりますけれども、これには

最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 裁判官の場合には、任命資格に厳格な要件がございますためにどうしても採用の給源が限られます。実際問題といたしまして、司法修習生の修習を終了した者から裁判官を採用するということが基本になるわけでございます。そのほかに弁護士からもなつていただくということで弁護士会にも呼びかけているわけでございますが、弁護士会の方から任官していた大半のはなかなか数が限られてまいります。そういうことでどうしても司法修習生からの採用に力を入れておるわけでございますが、司法修習生の方々に任官してもらうためのネットとして、先ほどから御指摘になつておりますように、裁判官には転勤がありますとか、あるいは最近でございませんか。

それはそれとしまして、今おっしゃいました初任給調整手当の性格なんですねけれども、今もちょっと触れられましたが、この初任給調整手当というようなものが支給されているのは、医療職といいうものがこれは適用されていると思うんですけども、今回は裁判官の場合この改定を見送られておりますね。その理由は一体何だったのか。また医療職がそうであるように、できれば毎年これは行うべきものじゃないかと思うんですが、いかがですか。

ねするというのには、一般も関西地区に視察を行つた際に、非常に検事の数が不足している、そういうようなお話を伺つたわけでございます。なかなかいろいろな面で転勤が多いとか、あるいは報酬の面で弁護士と比べるとちょっと格差があるとか、そういうふたようなことが要因となつて裁判官になると人が年々少なくなつていつているんじゃなかといふことを懸念するわけですがれども、それを裏づけるように、今日弁護士会の仲裁センターというものに非常に人気が集まっている。と

いろんな原因がござります。裁判所の側の原因、それから当事者の側の原因、それから訴訟の対象 자체が複雑、困難なものが多くなつておるといふ、そういういろいろな原因がございまして、それぞれに 対応してそれを一つ一つ解決していくしかないと いうふうに考えておるわけでございます。裁判所の方としましても、今仰せになりましたように、裁判官の人数という点もござりますし、そのほか訴訟手続の改善という点もございます。いろいろな点を総合的な面から解決をして迅速な裁判を実

○政府委員(濱崎恭生君) 初任給調整手当は、た

いうことは、その背

であらかじめわかつております退官につきましては、あらかじめその裁判所に余計に裁判官を配置するといったことで手当てをしております。また、予測のできなかつた中途退官につきましては、どうしても必要な場合には都合地からそこに異動していただくといったことで手当てをしているわけでございます。

私どもとしては裁判の事務に停滞を来さないよう最大限の努力をしなければならないと考えている次第でございます。

○政府委員(堀田力君) 檢察官の場合につきましても御質問がございましたのでお答えいたしました。

前提は今最高裁の方からお答えになりました前提と同じでございまして、私どもも主として修習生を給源とする状況でございます。そこで、修習生がなかなか検事になつてくれないその理由は、それぞれ個人的事情もござりますけれども、大きなものはやはり転勤がかなり抵抗がある。これはどういう意味で抵抗があるかといいますと、最近は一人っ子、二人っ子ですので御両親を見なればいけない。その御両親との関係で余りあつちこつち遠くには行けないというような事情、これは御本人の事情、あるいは奥さんの事情等も同じでございます。さらに、大変子供の教育に熱心になつておりますので、その関係でも子供を一ヵ所に置いて同じ場所で育てていきたいというような事情等ござります。

これらにつきましては最高裁の場合と同じでありますけれども、転勤につきまして、「一つにはなるべくその回数を少なくするようにいろいろ配慮いたしますと同時に、その家庭の事情を考慮したりしますと同時に、その家庭の事情を考慮したような任地を考える」というようなことを考えております。ただ、転勤はこれは私ども組織の必然でございますのでこれをなくするわけにはいきません。そこで、そのほかの面で、例えば給与でありますとか待遇の面でありますとか、これらの点でなるべく魅力あるものにしていくということをい

ろいろ考えております。その具体的な内容は千葉委員の御質問に答えたところでございます。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 各党から大臣の発言について質問がありまして、私も一言お聞きをしたいと思っております。

この問題は、大臣が率直に発言を取り消し陳謝をされたという経過はございますけれども、事は人権擁護を大事な任務とする法務大臣の発言としては余りにも大きな波紋と影響を及ぼしたという状況から見ましても、取り消しと陳謝で済むのであろうかという思いはやはり残るわけでございます。

○中野鉄造君 最後に一点だけお尋ねしておきます。今転勤という問題が出来ましたけれども、裁判所法四十八条にはその意思に反して転官、転所されることはないというようなことが述べられてあります。ですが、そういうような転勤の場合の本人に対する意思確認はどういうように行つておられるのか。不利益な待遇を受けないために真意に反して転勤の打診に同意しているというようなことがありますのかないのか。ありますなんてなかなか答えにくいんじゃないかと思ひますけれども、実際はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 御承知のように、裁判所は約二百の都市に裁判官を配置しているわけでございます。そのためにもうしても裁判官の転勤というものが避けられないわけでございますが、私ども人事異動を計画する際にはまず各裁判官から希望を聴取しております。これは書面によって希望を聴取するわけですが、それだけでは済ませませんで所属の長が御本人に直接会つて御家庭の事情でありますとか希望でありますとか待遇の面でありますとか、これらの点でありますとか、そういうふたもの詳しく述べるといつたことがありますと同時に、その家庭の事情を考慮したことなどをまずやつております。それを人事計画の中反映いたしまして、一応決められた段階で当該の裁判官に内示いたしまして、そこまでまた十分な

コミュニケーションを図つていくということで御本人の納得を得るということをいたしております。そういうことで御本人に承諾をいたしました。それでまた十分な職責を今後全力を挙げて遂行するというお話をございますが、そういう観点からひとつ私は大臣の御決意を伺いたい問題がござります。それは、最近の目に余る暴力団の横暴でござります。一つは、沖縄で御存じのよる高校生まで正式な人事異動の発令をしている、こういうこ

とでございます。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 各党から大臣の発言について質問がありまして、私も一言お聞きをしたいと思っております。

この問題は、大臣が率直に発言を取り消し陳謝をされたという経過はございませんけれども、事は人権擁護を大事な任務とする法務大臣の発言としては余りにも大きな波紋と影響を及ぼしたという状況から見ましても、取り消しと陳謝で済むのであろうかという思いはやはり残るわけでございます。

(委員長退席、理事中野鉄造君着席)

事柄の重大性の認識として、この問題については大臣としては辞任に値するほどの重大な問題だという認識が大臣におありだったのかどうか、その点をお伺いしたいと思つておったんですが、いかがだつたんでしょうか。

○國務大臣(梶山静六君) 率直にお答えを申し上げます。

今、委員御指摘のような大変責任度の重い発言であったというふうに私は受けとめ、なおかつその責任をどう果たしていくかということでおなりに苦慮しているのが現実でございます。

○橋本敦君 総理から何か御意見その他ございました。

今、委員御指摘のような大変責任度の重い発言があつたというふうに私は受けとめ、なおかつその責任をどう果たしていくかということで私なりに苦慮しているのが現実でございます。

○橋本敦君 総理から何か御意見その他ございました。

今、委員御指摘のような大変責任度の重い発言があつたというふうに私は受けとめ、なおかつその責任をどう果たしていくかということで私なりに苦慮しているのが現実でございます。

○國務大臣(梶山静六君) 総理からはこの発言に對しては厳しい叱正がございました。

○橋本敦君 今、真剣に御考慮になつてゐるといふふうな任地を考えるといふふうなことをできめ細やかな配慮を行つていくといふふうなことを考えております。ただ、転勤はこれは私ども組織の必然でございますのでこれをなくするわけにはいきません。そこで、そのほかの面で、例えば給与でありますとか待遇の面でありますとか、これらの点でありますとか、そういうふたのことを本当に真剣に御考慮をいたしておられます。しかし、結論として職責を今後全力を挙げて遂行するというお話をございますが、そういう観点からひとつ私は大臣の御決意を伺いたい問題がござります。それは、最近の目に余る暴力団の横暴でござります。一つは、沖縄で御存じのよる高校生まで

巻き添えになつてゐる事態がございました。また、大阪でも市民が犠牲になるということがござりました。警官の犠牲もある。そしてまた、けさの新聞によりますと、警察官が過労のために痛ましい犠牲で亡くなれるということも起きた。さきの即位の礼、大嘗祭に関連をして、破防法の適用は私は絶対に賛成できませんけれども、大臣は過激派の厳しい取り締まりを国家公安委員長と対策を講ぜられてその立場で行われたということでありますが、残念ながら結果としてはいろんな暴力がありました。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 各党から大臣の発言について質問がありまして、私も一言お聞きをしたいと思っております。

この問題は、大臣が率直に発言を取り消し陳謝をされたという経過はございませんけれども、事は人権擁護を大事な任務とする法務大臣の発言としては余りにも大きな波紋と影響を及ぼしたという状況から見ましても、取り消しと陳謝で済むのであろうかという思いはやはり残るわけでございます。

○國務大臣(梶山静六君) 総理とも御相談の上で内閣の総合的な対策で、まさに市民の安全と人権を守る重要な事態になつてゐると思うんです。

そういうことで、法務大臣としてはその一端として重大な職責を担つていらっしゃるわけですから、国家公安委員長とも協議をなさることはもちろん、この際私は、総合的な暴力団対策に真剣にして取り組んでいくという姿勢をはつきりさせさせていただいて、総理とも御相談の上で内閣の重要な対策として暴力団の横暴、不法行為は許さないという断固たる姿勢を示すと同時に、そのための施策の前進に全力を挙げていく、その中で大臣が積極的なイニシアチブをおとりいただくべきではないかと思つておりますが、御見解はいかがでしようか。

○國務大臣(梶山静六君) 委員御指摘のようになつておられますと、そのたとえば、まさに進退にかかる重大な問題だといふふうなところを本当に真剣に御考慮をいたしておられます。しかし、結論として職責を今後全力を挙げて遂行するというお話をございますが、そういう観点からひとつ私は大臣の御決意を伺いたい問題がござります。それは、最近の目に余る暴力団の横暴でござります。一つは、沖縄で御存じのよる高校生まで

「」なれます。

暴力団の対立抗争事犯は、その多くが組織的に行われているものでありますから、でき得る限り組織の幹部を検挙し、これに対して厳しく処罰するなどのことが肝要であると考えております。このような観点に立つて検察としても警察や関連諸機関と密接な連携のもとに嚴重な取り締まりに意用い、具体的な事案については的確に捜査を遂げるとともに、厳正な科刑の実現に努め、もってこの種の事犯の根絶を期してまいりたい、さように考えております。

特に、最近のこの沖縄の問題、今朝見られる警官の過労死の問題、こういうのを考えますと、一現場で出てきた事犯のみを検挙するだけで果たして間に合うのかどうなのか、そういう問題もございますが、現行法とのこれは兼ね合いもございます。しかし、刑事局その他と打ち合わせをいたしますと、現行法をとにかくしやにむに推し進めることによってその万全を期してまいりたい、こういうことでございますので、もちろん国家公安委員長とも、あるいは總理とも協議し、特にこの問題に関しては意を用いながらやってまいりたいと思います。

〔理事中野鉄造君退席、委員長着席〕

なお、即位の礼その他について、いわば過激派の問題にもお触れになりましたけれども、これまで警察が全力を擧げて努力をいたしているきなまでございます。あらゆる法規を活用してやろうという共同の声明を出したゆえんのものもそこにござります。ですから、当省としては破壊活動防止法、この適用問題については公安調査室で即位の礼や大嘗祭に関連して発生した事件をも含めて、証拠関係や団体規制処分を行った場合の効果あるいは影響等をあらゆる角度から検討をいたしております。そういう場合、確かに今の破防法、有効で思つてあります。それが、委員御承知のように、一部過激派団体は最近非公然性、これを大変強めております。そういう場合、確かに今の破防法、有効で

はございますが、一部の識者や国民の皆さん方がこれでいいのかという非難も受け、あるいはそういうものの検討も開始すべきだという言葉すら私は直接聞いております。

ですから、言論の自由や結社の自由を侵さない、しかもなおかつ今見られるような過激派、これらは国民が断じて許容するものではございません。そういうものにより有効な手段はあるのかどうなのか。それから暴力団に対しても、特に麻薬取締法やその他の法令を用いて、頭上作戦をどうこれから実施していくかということが、これら日本の治安やあるいは良好な環境を維持するために極めて大切だと、こういう認識をいたして、これからも懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

○橋本敦君 一言言いましたように、破防法の問題は私としては大臣と全然異なる意見を持つておりますので、この点についてはきょうは時間がございませんから云々するつもりはございませんが、私は不法な暴力、これは過激派ももちろんですけれども、許すこととはできない。特に最近の暴力団の横暴は断じて許せないと、この趣旨を明確にしておきたいと思います。

それで、法案についてはもう時間がなくなつたんですが、一言最高裁にお伺いしたいのは、きさんですが、一言最高裁にお伺いしたいのは、有能力な裁判官が中途で退官をされるという最近の数字はどうなつておりますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 裁判官の中、途退官者の数を年度ごとに申し上げます。

昭和六十二年が四十一名、六十三年が六十名、元年が四十六名という数字になつております。

○橋本敦君 かなりの数であるということであります。

それらの裁判官がどういう理由でおやめになつたか理由はさまざまですしあが、追跡的な調査をする調査であります。この調査、最高裁は御存じないでしょか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 私どもも、大阪弁護士会が日弁連の司法シンポジウムに向けまして調査した報告書は読ませていただきおりませんが、読ませていただけております。

○橋本敦君 そつすると、読んでいただけており

官の理由は多岐にわたつておりますが、ほとんどが弁護士になるというためでございます。なぜ、そういう生き方で弁護士を選ばれたかというこ

とにつきましては、これは退官のときに御本人から伺うことはございますが、組織立つた調査といふものは事柄の性質上できかねるということです。ですから、言論の自由や結社の自由を侵さない、しかもなおかつ今見られるような過激派、これらは国民が断じて許容するものではございません。そういうものにより有効な手段はあるのかどうなのか。それから暴力団に対しても、特に麻薬取締法やその他の法令を用いて、頭上作戦をどうこれから実施していくかということが、これら日本の治安やあるいは良好な環境を維持するために極めて大切だと、こういう認識をいたして、これからも懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

○橋本敦君 そういう意味で、ことしの七月に大阪弁護士会が裁判官退官者に対するアンケート調査を対象者百五十二名、六十一名が回答なさつておりますが、大阪弁護士会のこういったアンケート調査と、うのはそういう意味では非常に大事な

調査の一つに私はなつているとと思うのであります。この中で、中途退官なさつたそういう人たちのアンケート結果によりますと、退官者がよえている二つの理由が主に挙げられておりますが、一つは転任を挙げている人が最も多いということ、それからそれに統いて家庭の事情もありますが、もう一つ数が多くて大事なのは人事の不満を挙げている者があるということです。その人事の不満ということの中には、一つは給与問題の差別、転任の問題もこれはありますようが、それと同時に、ここでは司法行政の中で最高裁を頂点とする司法行政に携わっておられる裁判官が待遇やあるいは転任その他優位に優遇をされている、現場の裁判官が大事にされていないという不満がある、こういうことが言われている、そういうた調査が出ているわけであります。

これは非常に大事なことをサセスチョンしている調査であります。この調査、最高裁は御存じないでしょか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 私どもも、大阪弁護士会が日弁連の司法シンポジウムに向けまして調査した報告書は読ませていただきおりませんが、読ませていただけております。

○橋本敦君 そつすると、読んでいただけており

ますと、最高裁としてはこれは重要な問題として検討する必要がある幾つかの問題を含んでいます。

思つてますね。裁判官の人事がどれほど大事であるかということは、司法百年に当たつて最高裁判所長官訓示の中でも、司法の確はすぐれた人材にあります。だからそういう意味で、裁判官に対する配置のあり方を含めて司法行政というの是非常に大事だということをおおっしゃつてます。そういうことでも、それから司法行政優位、現場の裁判官が軽んじられているのではないかという不満があることについても、これは積極的な検討をすべきではないか。

そして、日弁連の司法シンポでも明らかになりますが、ドイツの司法行政を調査いたしました結果としては、裁判官に対する人事の考課あるいは昇給、転任についてもこれは極めてオープンな形で各裁判官の意見を十分尊重する形で、例えばドイツにおいては、裁判官は自己にとり不都合もしくは不利益となり得る事実の主張について人

事記録への記録に先立つて意見を聞かれる制度にあります。そして、その意見は人事記録に記載され、本人はいつでも人事記録が見れる、こういう制度もあるというように報告されております。

こういった裁判の独立、司法の独立、こういうことを貫徹しながら人事行政を民主的に行つていくと、この大変な課題を最高裁は今後真剣に受けとめていただいて、こういったアンケート調査に示された実態なども含めていろんな問題点を深く検討を進めて、人事行政について民主的な方向を強めていただこうことをお願いして、その点についての御意見を伺つて質問を終わります。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) ただいま御指摘の点は個々すべてまことにごもっともな点でございまして、人事におきまして司法行政が優位になつたとか、そういうことがあってはならないことでござりますし、また、裁判官の人事につい

で公平をとすべし」とは、これは申すまでもない点でございます。

ただ、西ドイツの制度などについての御紹介がございましたが、私ども先ほども申しましたように、異動などにつきましては御本人と十分に話し合つて御本人に不満感のないような形に努力をいたしております。そのほか人事が適正、適材適所になされ、かつ公平になされることを旨といたしまして今後も努力していくべきだ、このように考えております。

ところで、裁判官、検察官も國家公務員であります以上は、その勤務の対価であります報酬あるいは俸給は他の国家公務員の給与との対比の問題もございます。したがいまして、自由業である弁護士の収入との対比だけでこの問題を考えるわけにもまいらないという要素もまたあるわけでござります。そういう観点を考慮いたしますれば、現在の給与体系は裁判官、検察官の報酬、俸給として合理的な一定の水準を維持しているものと考えておるところでございます。

○委員長(矢原秀男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

お原レしたじき
裁判官及び検察官の志望者が、最近は顕著とい
うまでには至つておらないにしても減少の傾向に
あると聞きます。裁量の異次には各般の要因が絡

み、特定は困難であります。しかし、今日の経済社会で生きていくためには生活の原資となる経済的収入も見過ごすことはできない要素であります。司法試験合格者が選択することのできる他の職種に比較して、裁判官や検察官の俸給は適正であるとお考えになつておられますのかどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(濱崎恭生君) 司法が国民の期待にこたえますためには、裁判官、検察官にすぐれた人材を数多く確保する必要があるわけでございまして、ひとしく司法修習を終えた弁護士の収入と裁

判官、検察官の給与との間に著しい格差がありまして、場合によっては、有能な人材を数多く確保する上で支障が生ずるおそれがあります。これらの給与のあり方については、そういった観点からの考慮を払う必要があるわけでございます。そういうような意味合いから、初任の裁判官、検察官あるいは初任後間もない裁判官、検察官につきましては弁護士との収入格差を相当程度に埋めるために初任給調整手当を設けてその支給をしているところであります。

ところで、裁判官、検察官も国家公務員であります以上は、その勤務の対価であります報酬である今は俸給は他の国家公務員の給与との対比の問題もござります。したがいまして、自由業である弁護士の収入との対比だけでの問題を考えるわけにもまいらないという要素もまたあるわけでござります。そういう観点を考慮いたしますれば、現在の給与体系は裁判官、検察官の報酬、俸給として合理的な一定の水準を維持しているものと考えておるところでござります。

○委員長(矢原秀男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山本富雄君が委員を辞任され、その補欠として藤田雄山君が選任されました。

○山田耕三郎君 私は本月の初め、同僚井上哲夫議員と法務省の大村収容所を視察してまいりました。現在、強制退去の決定をした千名余りの中国人、いわゆる偽装難民と呼ばれた人たちが収容されており、私の見たところでは創意を生かしながら困難を克服して良好に管理されていると思って見てまいりました。

すなわち、一つは、施設については恒久施設とプレハブ施設での対応であり、五次にわたる送還の結果、施設に余裕もできましたので不要部分を撤去、必要とするプレハブ施設もコンクリートづくりの場の中に移設をして安全を期しておいでになります。

二つは、入国警備官の不足も、北海道から沖縄に至る各施設から臨時の応援約四十名を得て、二ヶ月を基準として大村に転勤を求め、残余は警備保摩会社から三十数名の雇用者で対応させているとのことであり、警備官の士気も旺盛と見ました。給食については、一日当たり給食費八百十円といたことで、調理は外部に委託をしておいでになりましたが、外見も清潔で温かく、質量ともに良好と見ました。

以上のとおり、収容人員千余名が恒常的なものでない以上、一部臨時の対応のあるのもやむを得ない措置と存じます。

しかし、収容者が既に強制送還、いわゆる強制退去が決定された外国人であり、今さら日本語の学習も、日本の生活慣習等社会常識の習得の必要なない人であり、本人たちも何とかして日本には残れないだろうからかいの希望は持つておったといたましても、毎日の生活に目的のない人たちに肉体的にも精神的にも良好な状況を保たせる指導は極めて困難なことであり、大村に来てからも既に相当の日時が経過をしておりながら、まだ先が見えないという現実であります。中国本土には、不法入國の人たちの退去問題の結果がどうなるのかと注視をしている潜在失業者がたくさんいるとのことでした。したがって、一部でも残すような解決はできないとのことで、結局は根比べですとの言葉もありました。

任者と北京での交渉に臨まれたとのことです。が、長期化の様相を呈しております。この問題の交渉の経過と解決の見通しについてお尋ねをいたしましたとともに、その解決が今までの間良好な管理が継続できなければなりませんが、現状以外に何らか新たな手立てを考えておられるようなれば、あわせてその方策を承りたいと存じます。

○政府委員(股野景親君) 委員には大村収容所の現状を親しくごらんをいただきまして、私ども関係者といたしましてありがたく存する次第でござります。

ただいま御指摘の中国からの不法入国者の問題につきまして、昨年来本委員会でも種々御説明を申し上げてまいりたところでございますが、昨年の十一月二十一日に第一回の送還ができましてから、本年の九月二十二日までの間に、五回にわたりまして合計千七百七十八名の人を中国へ送還を終えておる次第でございます。このほかに、現在なお本邦に残留している中国からの不法入国者といたしまして、一千四十二名につきまして中国側に

その名簿を渡しまして、そしてこれを中国側が引き取るよう現在求めているところでございます。これらの千四十二名については、委員が御視察を賜りました大村収容所において収容を続けておるところでございます。

この中國側との折衝につきましては、去る月下旬、外務、法務両省の実務担当者を北京に派遣するなどいたしまして銳意交渉を行つてゐるところでございますが、残念ながらまだ決着を見るのは至つております。法務省といたしましては、外務省とも協力いたしまして、交渉のために近く再度実務担当者を北京へ派遣する予定にいたしておりますが、今後ともこの問題の早期解決のため最大限努力をしてまいる所存でございます。

その解決を求めて努力をいたします間、ただいま委員御指摘のとおり、大村収容所において収容を続けていく必要があるわけでございますが、先ほど御指摘のようにいろいろな点での既に配慮をこの収容のために行つております。しかしながら我々としても現状のもとで最善の努力を尽くすという観点から、今後についても、設備という点では残念ながらいろいろな制約があるわけでございますが、処遇という点については収容所及び入国管理局当局といたしましていろいろ配慮をしてまいりたいと思っておりまして、特に被収容者の健康維持という点に十分留意をしてまいりたい。この点、例えば運動不足になりがちでございますので運動の時間を与えるとか、あるいはレクリエーションの時間設ける、食事の工夫をする等々の点での健康維持という点を一番重視してまいりたいと思いますし、そういうことを通じまして所内の規律の維持、秩序の維持ということについても十分配慮してまいるということで臨んでおります。

○山田耕三郎君 法務省の調査結果では、昨年の不法入国者の中で四十数名の逃亡者があり、その後も行方がわからぬままだということでありますが、日本へ渡れば逃げお出せるというようなことが向こうに伝わつていくようなことになれば不

法渡航者を誘発することになりかねないと想いますが、このような捜査のすさんさがあるということはいけないことだと思いますが、本件についてのお考え方を承りたいと思います。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員から四十数名という御指摘がございましたが、入国管理局として現在把握しておる逃亡者というものは十八名になつております。これらの十八名の者は、

昨年來の日本へ到着をいたしました際に、いろいろな意味で収容の仕方が分かれしておりまして、入国管理局の直轄の施設ではなく国際救援センターあるいは民間の施設といつたものに収容をされておりました段階で逃亡をいたしたという経緯がございます。

これらの逃亡した者につきましては、その逃亡した当時収容されておりました施設の所轄の警察でありますところの警視庁とそれから長崎県警本部におきまして入管法違反者として現在手配をして行方を捜査中であるということでございます。

これらのこと、このように国際救援センターあるいは民間施設において起こった事件でございりますが、こういう経験にかんがみまして入管当局としても十分こういうことの再発がないように今後とも配慮をしてまいる所存でございます。

○山田耕三郎君 最後に、まとめとして堀山法務大臣にお尋ねをいたします。この被収容者が、何の目的もなく、生活に対する張り合いもない働き盛りの人たちが四、五十名もなすとともになしに娯楽室で言葉もわからぬで絵だけでテレビを見ている光景は全く異様であります。だれかがマッチをつけられ一度燃え上がることだって考えられないことはございません。そんな中で若い警備官は、感情的にもならず、黙々と任務についているのは立派だと思いまし

た。全体として大村収容所の現場はよくやつてゐると言つてよいと思います。ただ、心配されますのは不測の事態に対する対応と、さらには必要な外國語を話すことのできる職員の絶対的不足であります。平素から十分にこの点を留意をして運営をしてくださることを要望いたします。

なお、本日私のお尋ねをいたしたいのは、もう既にたくさんの方の委員が聞かれました。それに類するのですが、先進国の日本は人権感覚の薄い国だということであります。それは、国際人権規約の選択議定書や子供の権利条約のように人権に関する世界的約束事の批准の遅いことにもあらわれているということであり、その原因が常に国内法との関係にあるようですが、余り名誉なことではないと思います。

私も人権について人を批判するほどの立派な人権感覚を持つておるとは思ひませんけれども、人权先進国になりたいと思っております。その立場から法務大臣の人权に対する所信を承りまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(梶山静六君) 前段の大村収容所の実態については御検分を賜りましてありがとうございます。御提案のあった点をこれからさらに検討を詰めてまいりたいと考えております。

これらのこと、このように国際救援センターあるいは民間施設において起こった事件でございりますが、こういう経験にかんがみまして入管当局としても十分こういうことの再発がないように今後とも配慮をしてまいる所存でございます。

○山田耕三郎君 最後に、まとめとして堀山法務大臣にお尋ねをいたします。この被収容者が、何の目的もなく、生活に対する張り合いもない働き盛りの人たちが四、五十名もなすとともになしに娯楽室で言葉もわからぬで絵だけでテレビを見ている光景は全く異様であります。だれかがマッチをつけられ一度燃え上がることだって考えられないことはございません。そんな中で若い警備官は、感情的にもならず、黙々と任務についているのは立派だと思いまし

中に労働災害に遭遇しまして死亡するに至るという痛ましい事故がございましたが、こうした低年齢のアジア、中東関連国の入国者はどのくらい日本におられるのか、生活実態はどうなのか、実態調査は行われているのでしょうか。その実態調査の把握がまだだとすれば、児童の人権保護の見地からも早急に実態調査すべきと考えますが、法務省の御見解はいかがでしょうか。簡潔にどうぞお願いいたします。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員御指摘のように、先般大変不幸な事件が起つたわけでございますが、本来法務省といたしましては外国人の在留管理の中での就労の実態把握ということについてはいろいろな意味で努力をしておりましたが、先般たまたまありましたような事件にかかわっておりました低年齢の外国人というもののつきましては、通常こういう方は両親あるいはその他の保護者に随伴して日本に在留されるものでございまして、独立して社会的活動を行うという方たちではございませんので、特に低年齢者に焦点を当てたという意味での実態調査というものはまだ行っていないところでございます。

ただ、不法就労者を摘発いたしました際、当然のことながら年齢についての調査はいたしておりますが、二十歳未満の不法就労者というものが現におこることは事実でございます。ただいま委員の御指摘になりましたこの事件は大変不幸な事件でございまし、そういう実態もわかりましたので、今後はこういう方々の在留期間の更新等の各種の申請がございましたときには、こういう低年齢の方々の生活実態について聴取をいたしまして、そして事案に応じまして人権保護上必要な措置をとつてまいることで臨んでまいりたいと考えております。

○紀平悌子君 先般、出入国管理法の審議に当たられました長谷川法務大臣の御冥福を祈りつつ、長谷川法務大臣がお約束をされましたことを思い出しながら御質問を申し上げたいと思っております。

まず、入管法、外国人労働者問題でございますが、先日外国人不法就労者の未成年の児童が就労

しているか。また、単純労働者を二国間で協定して受け入れるなど入国規制の緩和についてはどのような状況にございますか、御説明をいただきたいと思います。

○説明員(出村能延君) 被災労働者に対する労災補償につきましては、日本人であるか否かあるいは不法就労者であるか否かを問わず、日本人の場合と同様に適用されるということになつております。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員御指摘のいわゆる単純労働者の問題につきまして、本委員会でも法案審議の際にいろいろ御意見を賜つた次第であり、またその後についてもいろいろ御意見をいただいております。

政府といたしましては、この問題について外国人の単純労働者という方々を我が国に受け入れる場合の我が国の経済社会全般に及ぼす影響というものが非常に大きいという点はございませんので、現在改正入管法の施行後の状況というものがを見守りながら、従前の基本的な立場に立て多様な角度から慎重に検討を重ねているという状況でございます。

○紀平悌子君 私は、入管法の審議に当たりまして、国際化の中での開かれた入管制度というかあるいは人権問題、それから労働政策的な視点で、こういう点に多々問題があるというふうに懸念をいたしましたので反対をいたしております。

その際法務大臣は、各省間の連絡調整を十分にとりながらこの問題については追跡していくといふことをお約束いただいたいと思いますので、どうぞそのことを新大臣もお願いしたいというふうに思つております。

次に、現在、刑法上の罰金を底上げする法制審の答申がございます。刑法上の罰金を物価上昇率と連動させるという合理性、これはどういうところにあるのでしょうか。罪質と額そのもので検討するべきではないかと思います。

例えれば、証拠隠滅が上限二十万円でありますけれども、場合によっては証拠隠滅罪は極めて不法

性の大きなことでもあり、果たして二十万円という額が適切であるかどうか。また、傷害の三十万円についても同じことが言えると思います。逆に公務の信頼性というものを損なわせる贈収賄罪なども場合によつては二百五十万円でも安いといふこともあります。こうした事柄は法制審においてどんな討議の結果こういった答申がされておりますのでしょうか。

さらに、罰金の底上げで社会的経済的に劣つてゐる犯罪者が富裕な犯罪者に比べて罰金が払えず実質的に不公平を来すといつては、法制審に思ひますけれども、その点についてもどんな討議がございましたのでしょうか、法務省にお伺いしたいと思います。

○政府委員(井島一友君) 刑法等を中心としますが、罰金の額が横並び的にもバランスよく体系的に整備されなければならないという確かに委員おっしゃるとおり、罰金の額と申しますのは、罪質と罰金の額が横並び的にもバランスよく体系的に整備されなければならないということは御指摘のとおりでございます。

ただ、現在のメカニズムを若干御説明申し上げますと、刑法典ができましたときに、今委員がおつしやったような意味合いで罰金と罪質との体系的な骨組みができ上がつたわけでございますが、その後昭和二十三年に刑法の罰金の額はそのままじらずに、罰金等臨時措置法という法律によりまして刑法の各規定に書いてございます額を五十倍するという法律ができ上がつたわけでございます。それによりまして刑法の体系を維持しつつ、罰金額を読みかえて運用してきたわけでございますが、それにつきましては昭和四十七年に当時の経済変動にスライドさせるという意味合いにおきまして罰金等臨時措置法を改正いたしまして、そのときに四倍に改めるということにしたわけでございまして、結局、都合現在は刑法典のそれが書いております額の二百倍をもつて読み

かえていくという運用をしておるわけでござります。

その四十七年の改正以降十八年たちまして、消費者物価が二・五倍あるいは労働賃金が三・何倍といつたようなことになりましたので、従来と同じ手法で刑法等の基本的な体系はいじらすに経済変動に伴う罰金の適正化を図ろう、こうしたことでの今回法制審議会に諮問をいたしましてその旨の答申をいただいたわけでございますので、今回の作業は従来二度行いました罰金等臨時措置法といつたメカニズムによります罰金額の引き上げを図るための方法を採用しているわけでございまして、現在その立法作業に着手したばかりでござります。

確かに委員おっしゃるとおり、罰金の額と申しますのは、罪質と罰金の額が横並び的にもバランスよく体系的に整備されなければならないというところで、御指摘のように、罪質と罰金額が公平でなければならぬことは当然でございますが、刑法典ができまして以来随分たつておりますが、今までの状況にかんがみますと、各方面から、ある罪については罰金が要らないのではないかといふ意見は、ある罪には罰金が必要ではないかといつたような、いわゆる実質的な見直し論も出てまいつておるわけでござります。これにつきましては大変長い検討を要する問題でもございます。

刑法の基本にかかる問題でもございますので、法制審議会におきましてはそういうものも含めますと、刑法典ができるときには罰金の額をそのまましたままの罰金刑の持つております基本問題について引き続き調査、審議を行つて答申をいただくといふことになつておりますので、もうしばらく刑事法部会で御審議をいただきまして、その結果を得まして立案作業に着手したいと考えているわけでございます。そういう意味で、委員御指摘の点はなおまだ検討を続けてまいりたい、このように考へておるわけでござります。

それから、もう一つございましたが、経済的劣後者に罰金が重くのしかかる、それに対しても物理的な意味と心理的な意味と二通りあるのかと思ひますけれども、物理的に罰金が払えない場合の御案内とのおり、労役場留置ということで勞

役場に入つていただけて払つていただくなつたわけでございませんけれども、前回改正いたしました罰金等臨時措置法を改正いたしましたときも、統計的に見ましてはそれほど労役場留置がふえたという統計はございません。したがいまして、同じ手法で刑法等の基本的な体系はいじらすに經濟変動に伴う罰金の適正化を図る、こうしたこと

かえていくという運用をしておるわけでござります。

○國務大臣(梶山静六君) 水俣病の被害者に対する救済制度としては、既に公健法によります認定制度がありまして、これに基づき公平な救済が図られています。

ただ、心理的にやはり裕福な人とそうでない人との間に罰金の額によって受けける心理的な違いはあるだろうと思います。それを公平にやるためにどうしたらいいかという問題は、実は一つ罰金の制度として日額罰金制という制度がございます。これによりますれば、罰金何日、日額幾らといったような形で判決をいたしまして、裕福な人とそうでない人に日額の決め方によって差をつけて罰金の痛みを平等化するという制度があるわけでございまして、イギリスその他で採用しているものでござりますけれども、実はこの問題につきましても御指摘のような事情もございますので、先ほど申しました基本的な問題としての検討課題の一つとして法制審議会にお願いをしておるわけでございます。

○紀平悌子君 いろいろ法制審につきましてはまだお伺いしたいことございますが、時間がございませんので次の質問に移らせていただきます。

水俣病問題でござりますけれども、水俣病問題を直接担当になりました環境庁の山内豊徳局長の自殺につきましては、板塀みといふことが言われておりますし、また三十四年間水俣病の未解決がもたらした一人のまじめな行政官を死に追い込んだということで、何とも痛ましいこととして哀悼の気持ちをさせたいといふふうに思つております。この死を無にしないためにも、ぜひ法務大臣及び環境庁にお尋ねをしたいと思います。

現在、御案内のように、各地裁あるいは高裁におきまして次々と和解勧告がされております。原告、熊本県、チツソ側ではテーブルに着くことに賛意を表しておりますけれども、まだ国は和解のテーブルにお着きになつておられません。このこ

とについて、この水俣病の悲惨な患者の状況について、人権擁護の立場からどのような御見解をお持ちかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○國務大臣(梶山静六君) 水俣病の被害者に対する救済制度としては、既に公健法によります認定制度がありまして、これに基づき公平な救済が図られています。

各地の水俣病訴訟では、さきに公表された国の見解のとおり、国の法的責任の有無が問題とされている上に、そもそも原告らが水俣病に罹患しているかどうかということが重大な争点になつてゐるところから、今回の裁判所からの和解勧告に応ずることは相当ではなく、裁判所の公平な判断を得られるように努めていかなければならないと考へております。

それから、今回の裁判所からの和解勧告に応えをいただきたいと思います。

○説明員(岩尾總一郎君) 実質的な窓口として、環境庁からお答えいたします。

水俣病の救済につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律によりまして、これまで約一千九百名の患者の方々を認定しております。

水俣病問題の早期解決につきましては、今後とも法に基づき、医学を基礎とした被害者の公正な救済を進めることを基本として努力していく所存でございます。認定業務の一層の促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、水俣病とは認定されおりませんけれども、水俣病ではないかとの健康不安をお持ちの方々に対しましても、水俣病問題全体の解決の観点から健康不安の解消を図る方策について現在検討を進めているというところでござります。

○紀平悌子君 もう一点ござりますけれども、時間ですでの終わります。

○委員長(矢尾秀男君) 他に御発言もないようですが、それについてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つございましたが、経済的劣後者に罰金が重くのしかかる、それに対しても物理的な意味と心理的な意味と二通りあるのかと思ひますけれども、物理的に罰金が払えない場合の御案内とのおり、労役場留置ということで労

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

律第七十六号の一部を次のように改正する。

第九条中「六十万七千円」を「六十三万七千円」に改める。

第十条を削る。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

| 区 | 分 | 俸 給 月 額 |
|------------|--------|------------------|
| 検 事 | 総 長 | 一、四四七,〇〇〇円 |
| 次 長 | 檢 事 | 一、一八〇,〇〇〇円 |
| 東京高等検察庁検事長 | | 一、二八二,〇〇〇円 |
| その他の検事長 | 一 号 | 一、一八〇,〇〇〇円 |
| | 二 号 | 一、一五七,〇〇〇円 |
| | 三 号 | 一、〇一五,〇〇〇円 |
| | 四 号 | 九五八,〇〇〇円 |
| | 五 号 | 八一七,〇〇〇円 |
| | 六 号 | 六三七,〇〇〇円 |
| | 七 号 | 五七三,〇〇〇円 |
| | 八 号 | 五一八,〇〇〇円 |
| | 九 号 | 四一八,六〇〇円 |
| | 十 号 | 三七八,三〇〇円 |
| | 十一号 | 三五二,一〇〇円 |
| | 十二号 | 三一五,六〇〇円 |
| | 十三号 | 二八四,三〇〇円 |
| | 十四号 | 二六四,七〇〇円 |
| | 十五号 | 二四五,三〇〇円 |
| | 十六号 | 二三九,九〇〇円 |
| | 十七号 | 二一〇,六〇〇円 |
| | 十八号 | 一九八,一〇〇円 |
| | 十九号 | 一八五,一〇〇円 |
| | 二十号 | 一七六,〇〇〇円 |

副
檢
事

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 十六号 | 十五号 | 十四号 | 十三号 | 十二号 | 十一号 | 十号 | 九号 | 八号 | 七号 | 六号 | 五号 | 四号 | 三号 | 二号 | 一号 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

檢
事

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 十五号 | 十四号 | 十三号 | 十二号 | 十一号 | 十号 | 九号 | 八号 | 七号 | 六号 | 五号 | 四号 | 三号 | 二号 | 一号 |
| | | | | | | | | | | | | | | |

附
則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与のみなす。

十二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十二月十二日)

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案